



# 学校給食のしおり

令和 5 年 7 月版

このしおりは、学校給食費のお支払いや各種手続き等を記載しています。学校給食は保護者の皆様の学校給食費によって提供されています。よくお読みいただき、適切な学校給食の運営にご協力をお願いいたします。

## 下呂市の学校給食

学校給食は教育の一環として実施され、成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを目的とする教育活動として位置づけられています。下呂市の学校給食は、市内産の野菜や国産食材を積極的に使用しながら、食事内容の充実を図り、衛生面や食材の安全対策を徹底して「安全・安心・おいしい学校給食」の提供を心掛けています。

## 令和 5 年度より学校給食費は市が徴収管理しています

以前、学校給食費の徴収は各校が行っていましたが、令和 5 年 4 月からは以下の理由により下呂市が直接徴収し一括管理をしています。

### 【一括管理とする理由】

- ・学校給食費を市が直接管理することにより、平準化を図り、公平性の確保、透明性の向上などの効果が期待されます。
- ・口座振替できる金融機関を拡充することで保護者の利便性、多様性の向上を図ります。振替可能な金融機関を「飛騨農業協同組合」から下呂市の指定金融機関および収納代理金融機関【8機関】へ拡充します。
- ・学校給食費の徴収管理に関わっていた学校職員の業務負担軽減を図ることで学校現場の働き方改革を進めます。

## 学校給食費

学校給食は、「学校給食喫食届出書」をご提出いただいた方に提供し、お支払いいただきます。お支払いいただく金額は、学校・学年によって異なります。 ※一部、就学援助の対象者を除く

### 【学校給食単価】

小学生 260 円    中学生 300 円

学校給食 1 食を作るためには約 700 円の経費が掛かっています。保護者の皆さんにご負担いただく学校給食費は食材費のみに充てられています。他の経費(人件費、光熱水費、運搬費、施設維持管理費等)により算出される 1 食に掛かる費用は約 420 円であり、これらは全て下呂市の税金によって賄われています。市民の皆さまのお力により栄養満点でおいしい学校給食が子どもたちに安く提供できています。

## 5月に「納入通知書」を送付します

「納入通知書」は、決定した学校給食費と学校教材費の各金額と振替予定日をお知らせするものです。学校給食費は、年度当初に計画した各学校の学校給食実施予定数に基づき、年間でお支払いいただく金額を決定しています。決定した学校給食費は「10回」に分け、お支払いいただきます。※学校給食実施食数については各学校で授業日、行事等を考慮したうえで決定します。

### 【年間学校給食費と振替金額の算定方法】

年間学校給食費=学校給食実施食数×学校給食単価

振替金額は年間学校給食費を10で除した額を全10回に分けて指定口座から引き落とします。

以下の例を参考にしてください。

〇〇小学校 4年生の例

(年間学校給食数) 190食

(年間学校給食費) 49,400円(190食×260円)

(振替金額) 4,940円/1回(49,400円/年÷10回)

## 納付方法と納付期限

### 【納付方法】

原則「口座振替」となります。口座振替が可能な金融機関は下記の通りです。

(取扱金融機関一覧)

〇飛騨農業協同組合 〇十六銀行 〇大垣共立銀行 〇益田信用組合 〇高山信用金庫

〇八幡信用金庫 〇関信用金庫 〇ゆうちょ銀行

### 【納期限】

下記の表に従って口座振替を実施します。納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
振替月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
振替日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日

※振替日が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日に実施します。

※口座振替は各納期限に1回のみ行います。振替日に残高不足で口座振替が実施できない場合は「督促状」と「納付書」が送付されます。納期限までに必ず納付してください。延滞した場合は面談等による納付に係る協議を行います。

## 学校給食費の各種手続き

### 【届出様式一覧】

- ①「学校給食喫食届出書」(様式1)
  - ②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)
  - ③「学校給食喫食変更届出書」(様式2)
  - ④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)
  - ⑤「学校給食欠食届出書」(様式4)
- ③④⑤各様式が必要な場合は学校へお問合せください。  
市HPよりダウンロードすることも可能です。

#### 1.学校給食を届け出る場合

学校給食を喫食する方は以下の書類①②を学校へご提出ください。

- ①「学校給食喫食届出書」(様式1)
- ②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)

※生活保護費・就学援助費・就学奨励費の受給者の方もご提出ください。

※兄弟が小中学校に併せて所属している場合、提出は1枚で結構です。

#### 2.学校給食の届出内容を変更する場合

児童生徒、届出者(保護者)の情報等の変更が生じる場合や、市内の学校間で転出入する場合は③「学校給食喫食変更届出書」(様式2)を学校へご提出ください。

※すぐ一から配信する「引落日の案内」に記載されるリンクからオンラインによる申請が可能です。但し、市内の学校間で転出入する場合は除く。

#### 3.学校給食を長期間(1ヶ月以上)停止または再開する場合

・長期間(1ヶ月以上)、休学等により学校給食を停止または再開する場合、④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)を学校へご提出ください。

・市外の学校へ転校する場合は、④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)を学校へご提出ください  
※詳細については5ページ「学校給食費の変更について」を参照してください。

#### 4.学校給食を短期間(1ヶ月未満)停止する場合

傷病、家庭の都合等により短期間(1ヶ月未満)において学校給食を一時、欠食する場合は、

- ⑤「学校給食欠食届出書」(様式4)を学校へご提出ください。

※詳細については5ページ「学校給食費の変更について」を参照してください。

#### 5.振替口座を変更する場合

振替口座を変更する場合は、金融機関へ②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)をご提出ください。尚、提出後、変更までに2か月程度要する場合があります。

## 学校給食の減額

学校給食費は学校給食の停止・欠食等に係る届出書の提出により減額できる場合があります。詳細については5ページ「学校給食費の変更について」をご参照ください。

## 生活保護・就学援助・就学奨励費の受給者の方

### 【生活保護費の受給者の方】

学校給食費の請求は学校給食センターから担当部署(社会福祉課)に直接行います。担当部署は、対象者に支給する生活保護費のうち、学校給食費分を学校給食センターへ支払います。

認定が解かれた場合、学校給食費は保護者負担となることから①「学校給食喫食届出書」と②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)は必ずご提出ください。

### 【就学援助・就学奨励費の受給者の方】

学校給食費の請求は学校給食センターから担当部署(教育総務課)に直接行います。担当部署は、対象者に支給する就学援助・就学奨励費のうち、学校給食費分を学校給食センターへ支払います。

認定が解かれた場合、学校給食費は保護者負担となることから①「学校給食喫食届出書」と②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)は必ずご提出ください。

# 「学校給食費の変更について」

予め提出された各種届出書に基づき学校並びに学校給食センターが認めた場合、学校給食の欠食・停止が可能となり、学校給食費を返還又は減額することが出来ます。

学校給食費の返還又は減額に係る取扱い

連続した欠席により、5日以上に及ぶ学校給食の欠食を届出する場合、予め各種届出書の提出が必要となります。

- ・市内の学校間への転校の場合→③「学校給食喫食変更届出書」(様式2)
- ・市外の学校への転校及び1ヶ月以上の欠食を届出する場合→④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)
- ・連続して5日以上1ヶ月未満の欠食を届出する場合→⑤「学校給食欠食届出書」(様式4)

各種届出書の記載事項については、学校給食センターが受理した日を含み、4日目(休日等を除く)から対応(停止・再開・欠食)することが可能です。

※⑤「学校給食欠食届出書」による欠食届出期間満了後、自動的に学校給食を再開します。

※届出内容に変更が生じる場合は学校へご相談ください。

※何等かの理由により届出・受理が遅れた場合対応出来ないことがあります。

## 【参考例】

欠食(減額)出来る場合	日付	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	欠席日						欠席期間							欠席期間						
	届出日	届出受理 1日目	届出受理 2日目			届出受理 3日目	届出受理 4日目													
	欠食(減額)						○	○	○	○				○	○	○	○	○		

欠食日数が5日以上となるため減額できる

欠食(減額)出来ない場合	日付	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	欠席日						欠席期間							欠席期間						
	届出日								届出受理 1日目	届出受理 2日目			届出受理 3日目	届出受理 4日目						
	欠食(減額)						×	×	×	×				×	×	×	×	×		

欠食日数が5日に満たないため減額できない

※急遽、感染症、天候等で休校(学年閉鎖・学級閉鎖)となり、結果、休校が連続5日以上となった場合においても、基本的には学校給食費の返還又は減額はしません。但し、教育委員会が認めた場合、学校給食費を返還又は減額をする場合があります。

(問い合わせ先)

下呂市教育委員会事務局 学校給食センター 〒509-2504 岐阜県下呂市萩原町跡津 1365 番地 3

TEL:0576-53-0783 FAX:0576-52-4625 E-mail: gco000017@city.gero.lg.jp